

## 資料

## 七月王政の憲法（訳）

山本浩三

一八三〇年三月、衆議院は、シャルル一〇世が任命したもつとも反動的な貴族政治家ポリニヤック内閣の不信任を二二一票対一八一票で可決した。そこで議会は九月一日まで停会され、衆議院は五月一六日に解散された。しかし新選挙でもふたたび政府反対派が多数をしめたが、政府は総辞職の代りに準備していたクーデタを選んだ。七月二五日にシャルル一〇世は、憲章一四条に基づき、出版の自由を停止する命令、未召集の衆議院を解散する命令、有権者数を減少させる選挙法改悪の命令、九月一三日に選挙民会を、九月二八日に議会を召集する命令に署名した。

この処置は、反対派はもちろんひろく国民の激昂をよび、パリ市民はバリケードをきずき武器をとって立ちあがり、七月二七日、二八日、二九日の戦闘のち政府を打倒した。

三〇日午後、議院に集った代議士たちは、ルイ一六世のいとこで、ルイ一六世の死刑に賛成しみずからも死刑になった、フリッパ・エガリテの息子、ルイ・フィリップ・ド・オルレアン公に国王代理官となることを求めた。公は、これを承諾し宣言を発したが、その中で「議会は集会し、そして法の支配と国民の権利の維持を確保することを考えるだろう。憲章は、このち真実となるだろう。」とのべている。

この間、ランブイエに引退していたシャルル一〇世は、ポリニヤック内閣を罷免し、四命令を廃止し、その孫ボルドー公に位をゆづったが、時すでにおそかった。

議員は、八月五日に集会し、オルレアン公は七月三十一日の宣言の中の約束をくりかえした。八月六日王位の空位を宣言し、それを任命し、憲章の前文を廃止し、憲章の規定の改廃を目的とする代議士ベラルールの提案が、委員会に出され、若干の修正をのぞいて受諾された。委員会はとくに、事実として王位の空位を確認するのではなく、憲章の違反からと、この違反に対する人民によってひきおこされた正統な抵抗から生じる、権利としてそれを宣言することを提案し、前文をそれが無益であるからではなく、かれらに本質的に属する権利を欽定するようにみえるので、市民の尊厳を傷けるから廃止することを提案した。委員会はそのほか憲章の修正も提案した。八月七日の会議では委員会の提案は、わずかな修正をのぞいて賛成二一九反対三三（四三〇人の代議士の中、出席議員二五〇人）で可決された。

貴族院では、ボルドー公の権利を要求するシャトオブリヤン

の演説ののち、衆議院の原文が賛成八九票、反対一〇票、白票一四票、無効一票で可決された。しかし貴族院は、つぎの留保をつけている。

「貴族院は『シャルル一〇世の統治の下になされたすべての貴族の任命と新設は無効を宣告される』という衆議院の宣言を審議することができない。貴族院はこの問題については、国王代理官公の高邁な智恵に依存する。」

八月九日両院はオルレアン公の前に集会した。両議長はおのこの議院で議決された宣言を朗読した。公は「私はひじょうな注意をもって衆議院の宣言と貴族院の支持文書をよんだ。私はそのすべての表現を検討し考慮した。私は限定も留保もなしに、この宣言を含む条項と約束および宣言が私に与えるフランス人の国王の称号を受諾する。そして私はその遵守を宣誓する用意がある。」と答え、つづいて「神の前で、私は、宣言の中に表明された修正をともなつた憲章を、忠実に遵守し、法律に依りかつ法律に従つてしか統治せず、各人にその権利にしたがつてよき、かつ正確な裁判を行わせ、かつすべての物事について、フランス人民の利益と幸福と光榮の唯一の見地で行うことを誓」つた。

憲章は三〇年八月一四日に公布された。

### 一八三〇年八月七日の衆議院の宣言

衆議院は、先月の二六、二七、二八、二九日およびそのこの日日の事件と、フランスが憲章の侵犯の結果おかれた一般的状

況から生ずる緊急の必要を考慮にいれ、

そのほか、この侵犯とパリ市民の英雄的抵抗のために、シャルル一〇陛下、ルイ・アントワーヌ皇太子殿下および王家の嫡流のすべての人びとが、今フランスの領土から脱出したことを考慮して、

王位は、事実上かつ法上空位でありかつ王位に任命することが不可避であることを宣言する。

第二に つぎのことを宣言する。

希望によりかつフランス人民の利益において、憲章の前文は、本質的にフランス人に属する権利をフランス人にたいし欽定するように見えるので、国民の尊厳を傷けるものとして廃止される。そして同じ憲章のつぎの諸規定は指示される方法で廃止または修正されねばならない。

(憲章の改正につづき、)

これらの諸規定と諸提案の受諾によつて、衆議院はおわりに つぎのことを宣言する。

フランス人民の普遍的かつ現在の利益は、国王代理官、オルレアン公、ルイ・フィリップ・ド・オルレアン殿下とかれの子孫を永久に、男系の男子で、嫡長の順序によりかつ婦人とその子孫を永久に除いて、王位にむかえる。

その結果、国王代理官、オルレアン公、ルイ・フィリップ・ド・オルレアン殿下は前記に発表された条項と約束、憲章と指示された修正の遵守を受諾しかつ宣誓することを促がされる。そして議会の前で宣誓をおこなつたのちに、フランス人の国王

の称号を用いる。

一八三〇年八月一四日の憲章

現在かつ未来の救済者、フランス人の国王、ルイ・フィリップ。

朕は、八月七日兩院によって修正され、かつ九日朕によって受諾されたどおりの一八一四年の憲章が、つぎの文言でもう一度発布されることを命じたしかつ命じる。

フランス人の公権

第一条 フランス人は、かれらの称号とかれらの地位がどのようなものであっても、法の前に平等である。

第二条 フランス人は、かれらの財産に比例して、差別なしに國の負担に貢献する。

第三条 フランス人は、すべて平等に文武の官職に採用される。

第四条 いかなる人も、法律によってあらかじめ定められた場合および法律が規定する形式による以外は訴追も逮捕もされない。

第五条 各人は、平等な自由をもって、かれの信仰を告白し、かつかれの礼拝のために、同じ保護をうける。

第六条 フランス人の多数によって告白されたローマの使徒的カトリック教の聖職者その他のキリスト教教派の聖職者は國庫から手当をうける。

第七条 フランス人は、法律にしたがってかれらの意見を公表し、かつ印刷させる権利をもつ。

検閲は決して再設されえない。

第八条 すべての財産は、人が国有とよぶものも例外とせず、不可侵であり、法律は財産のあいだにいかなる差別も設けない。

第九条 國は、合法的に確認された公益のために、財産の犠牲を要求することができる。ただし事前の補償をとまなう。

第一〇条 王政復古までに表明された意見と投票のすべての取調べは、禁止される。同じ忘却が裁判所と市民にたいして命令される。

第一一条 徴兵は廃止される。陸海軍の募集の方法は、法律によって定められる。

国王の政府の形態

第一二条 国王の一身は、不可侵であり、かつ神聖である。国王の大臣が責任を負う。執行権は国王にだけ属する。

第一三条 国王は國の最高の元首である。

国王は陸海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約・同盟条約・通商条約を締結し、すべての行政官職を任命しかつ法律の執行のために必要な規則と命令を制定するが、決して法律じたいを停止することもその執行を免除することもできない。

ただし、いかなる外国の軍隊も、法律による以外は、國の

役務に就くことができない。

第十四条 立法権は、国王と貴族院と衆議院とによって共同的に行使される。

第十五条 法律の提案は、国王、貴族院と衆議院に属する。ただし、すべての租税法は最初に衆議院によって議決されねばならない。

第十六条 すべての法律は、両院のおのの過半数によって自由に討議されかつ議決されねばならない。

第十七条 法律案が三権の一つによって拒否されたならば、法律案は同じ会期内に再び提出されえない。

第十八条 国王だけが法律を裁可し、かつ公布する。

第十九条 国王の即位後最初の立法議會によって、全統治期間の皇室費が決定される。

## 貴族院

第二〇条 貴族院は立法権の本質的な部分である。

第二一条 貴族院は、国王によって、衆議院と同時に召集される。一議院の会期は、他の議院の会期と同時に始り、かつ終る。

第二二条 衆議院の会期の期間外に開かれる貴族院のすべての會議は不法であり、当然に無効である。ただし貴族院が裁判所として召集される唯一の場合をのぞく。そしてその場合には、貴族院は司法権しか行使することができない。

第二三条 フランスの貴族の任命は国王に属する。貴族の数は

無限である。国王はその意志によって貴族の位を変えることができる。貴族を終身に任命しまたは貴族を世襲にすることができる。

第二四条 貴族は二五才で登院をゆるされ、三十才ではじめて議決権をもつ。

第二五条 貴族院議長は、フランス大法官であり、そしてかれが欠席の場合は、国王によって任命された一貴族が議長となる。

第二六条 皇族は生れながらの権利によって貴族である。かれらは議長のすぐうしろに議席をもつ。

第二七条 貴族院の會議は、衆議院の會議と同じく公開である。

第二八条 貴族院は法律によって定められる、大逆罪と国の安全に対する侵犯を審理する。

第二九条 いかなる貴族もその議院の許可がなければ逮捕されえず、また刑事事件についてはその議院によってしか裁判されえない。

## 衆議院

第三〇条 衆議院は選挙民会によって選出された代議士で構成される。選挙民会の組織は法律によって定められる。

第三一条 代議士の任期は五年である。

第三二条 いかなる代議士も三〇才になり、かつ法律によって定められた他の条件に一致しないならば議院に入ることはで

きない。

第三三条 けれども県の中に、法律によつて定められた被選挙資格の税額を支払い、指示された年令の人が五〇人いないならば、その定数はこの税額の割合以下のもつとも多額の納税者によつて補充される。そして後者は前者とともに選挙される。

第三四条 いかなる人も二五才以下で法律によつてさだめられた他の条件に一致しないならば、選挙人となれない。

第三五条 選挙民会の議長は選挙人によつて任命される。

第三六条 代議士の少くとも半数は、県の中にその政治的住居をもつ被選挙権者の中から選ばれる。

第三七条 衆議院議長は、会期のはじめに衆議院によつて選出される。

第三八条 議院の会議は公開される。ただし会議が秘密会となるためには五人の議員の要求があれば十分である。

第三九条 議院は、国王の側から議院に提出された議案を討議するために、部に分けられる。

第四〇条 両院によつて同意されず、かつ国王によつて裁可されなかつたならば、いかなる租税も設定し、徴収することができない。

第四一条 地租は一年間しか同意されない。間接税は数年にわたつて同意される。

第四二条 国王は毎年両院を召集する。国王は両院を停会しかつ衆議院を解散することができる。ただし、この場合は、三

ヶ月以内に新議院を召集しなければならない。

第四三条 会期中および会期の前後六週間以内は、議員にたいするいかなる身体の拘束も行ふことができない。

第四四条 いかなる議員も現行犯の場合をのぞいては、会期中は議院がその訴追を承認したのちにしか、刑事事件につき訴追も逮捕もされえない。

第四五条 いづれかの議院にたいするすべての請願は、文書による以外は作りかつ提出することができない。個人と議場にそれを持つてくることを法律が禁止する。

## 大臣

第四六条 大臣は貴族院議員または衆議院議員となることができる。大臣は、そのほか、いづれかの議院に入場することができる。かつ大臣がそれを要求するときは、聴かれねばならぬ。

第四七条 衆議院は大臣を弾劾し、貴族院の前に大臣を召喚することができる。貴族院だけが大臣を裁判する権利をもつ。

## 司法組織

第四八条 すべての裁判は、国王に由来する。裁判は、国王が任命しかつ国王が設ける裁判官によつて、国王の名においておこなわれる。

第四九条 国王によつて任命された裁判官は罷免されない。

第五〇条 現存の普通法院と普通裁判所は維持される。法律に

よるのほかは、なにも変えられない。

第五十一条 現在の商事裁判所裁判官の制度は保存される。

第五十二条 治安裁判所裁判官は同じように保存される。治安裁判所裁判官は、国王によって任命されても、罷免されないこととはない。

第五十三条 いかなる人も、その自然の裁判官から分離されえない。

第五十四条 臨時委員会と臨時裁判所は、いかなる権限においても、かつそれが可能であるいかなる名称のもとでも、創設することができない。

第五十五条 刑事事件について、弁論は、その公開が秩序と風俗にたいして危険であるとき以外は公開される。そしてこの場合は裁判所が裁判によってこれを宣言する。

第五十六条 陪審員制度は保存される。今後の経験によって必要であると判断される改正は、法律によるのほかは実現することができない。

第五十七条 財産没収刑は廃止されかつ再設されえない。

第五十八条 国王は恩赦権と刑罰減刑権をもつ。

第五十九条 民法典とこの憲法に違反しない現存の諸法律は、合法的に廃止されるまで効力をもちつづける。

国家によつて保障された特別の権利

第六〇条 現役の軍人、退役の将校と兵士、寡婦、恩給を与えられている将校と兵士は、その階級、名誉および恩給を保持

する。

第六十一条 公債は保証される。国家と債権者によつて締結されたすべての種類の契約は、破ることができない。

第六十二条 旧貴族はその称号を回復する。新貴族はその称号を保持する。国王は随意に貴族をつくる。ただし国王は、かれらに地位と名誉だけを与え、負担と社会の義務のいかなる免除もしない。

第六十三条 レジョン・ド・ヌール勲章は維持される。国王は内規と授勲を決定する。

第六十四条 植民地は法律と特別規則によつて支配される。

第六十五条 国王とその継承者は、かれらの即位において、合同した議院の前で、憲章を忠実に遵守することを誓う。

第六十六条 この憲法とこの憲法が認めるすべての権利は、国民衛兵とすべてのフランス市民の愛国心と勇氣に委ねられている。

第六十七条 フランスはその色を取りもどした。このち、もはや三色の帽章いがいの帽章をつけない。

特別規定

第六八条 国王シャルル十世の統治の下になされたすべての貴族の任命と新設は無効を宣告される。

憲章の第二三条は一八三一年の会期において新に審議される。

第六九条 つぎの事項は、独立の法律により、できるかぎりも

七月王政の憲法(訳)

つとも短い期間内に、つづいて定められる。

- 1 出版の犯罪と政治犯罪にたいする陪審の適用。
- 2 大臣と他の官吏の責任。
- 3 賃金を払われる官職を約束された代議士の再選。
- 4 軍隊の徴兵定員の毎年の議決。
- 5 国民衛兵の組織。その将校の選択における国民衛兵の参加をふくむ。
- 6 陸海軍のすべての階級の将校の地位を合法的な方法で保証する規定。
- 7 選挙制に基礎を置く県と都市の制度。
- 8 公の教育と教育の自由。
- 9 二重投票の廃止と選挙権の諸条件と被選挙資格の決定。<sup>2</sup>

第七〇条 憲章の改革のために採択された規定に反するすべての法律と命令は、今より無効とされかつ廃止されたままである。

- 註1 この規定にもとずき、一八三一年一月二十九日に憲章第二三条に代る法律ができたが、この法律によると国王は、この法律に列挙された名士の中からしか貴族が任命できず、また貴族の世襲制が廃止されている。
- 2 一八三一年四月一九日の法律がこの事項をさだめている。